○島田市普通公園条例施行規則

平成20年3月28日 規則第14号 改正 令和2年3月30日規則第20号 令和2年7月10日規則第55号

(趣旨)

第1条 この規則は、島田市普通公園条例(平成20年島田市条例第22号。以下「条例」という。)の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(申請書等の様式)

- 第2条 条例第4条、条例第5条第1項及び第2項並びに条例第6条第1項の規定による申請書及び許可書の様式は、次に定めるところによる。
 - (1) 普通公園施設設置許可申請書(様式第1号)
 - (2) 普通公園施設管理許可申請書(様式第2号)
 - (3) 普通公園施設設置(管理)許可事項変更許可申請書(様式第3号)
 - (4) 普通公園占用許可申請書(様式第4号)
 - (5) 普通公園占用許可事項変更許可申請書(様式第5号)
 - (6) 普通公園内行為許可申請書(様式第6号)
 - (7) 普通公園内許可行為変更許可申請書(様式第7号)
 - (8) 普通公園施設設置許可書(様式第8号)
 - (9) 普通公園施設管理許可書(様式第9号)
 - (10) 普通公園施設設置(管理)許可事項変更許可書(様式第10号)
 - (11) 普通公園占用許可書(様式第11号)
 - (12) 普通公園占用許可事項変更許可書(様式第12号)
 - (13) 普通公園内行為許可書(様式第13号)
 - (14) 普通公園内許可行為変更許可書(様式第14号)

(令2規則20・旧第2条繰下、令2規則55・旧第5条繰上)

(使用の届出を要する普通公園施設)

第3条 条例第9条第1項の規則で定める普通公園施設は、別表のとおりとする。

(令2規則20・旧第3条繰下、令2規則55・旧第6条繰上・一部改正)

(使用料の減免申請)

第4条 条例第17条の規定によりその例によることとされる島田市都市公園条例(平成17年島田市条例第130号)第18条第2項の規定により使用料の減額又は免除を受けようとする者は、普通公園使用料減免申請書(様式第15号)を市長に提出しなければならない。

(令2規則20・旧第4条繰下、令2規則55・旧第7条繰上・一部改正)

(使用料の還付申請)

第5条 条例第17条の規定によりその例によることとされる島田市都市公園条例第19 条第2号の規定により使用料の還付を受けようとする者は、普通公園使用料還付申 請書(様式第16号)を市長に提出しなければならない。

(令2規則20・旧第5条繰下、令2規則55・旧第8条繰上・一部改正)

(指定管理者の指定の申請に関する書類)

- 第6条 条例第17条の規定によりその例によることとされる島田市都市公園条例第32 条に規定する申請書及び事業計画書の様式は、次のとおりとする。
 - (1) 申請書 指定管理者指定申請書 (様式第17号)
 - (2) 事業計画書 指定公園事業計画書 (様式第18号)

(令 2 規則55・追加)

(指定の通知)

第7条 条例第17条の規定によりその例によることとされる島田市都市公園条例第33 条の規定により指定管理者を指定するときは、指定管理者指定書(様式第19号)に より指定する法人等に通知する。

(令 2 規則55·追加)

(指定の取消し)

第8条 市長は、地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2第11項の規定により 指定管理者の指定を取り消すときは、指定管理者指定取消通知書(様式第20号)に より当該法人等に通知する。

(令2規則55・追加)

(指定管理者が使用する申請書等の様式)

第9条 指定管理者が条例第12条各号に規定する管理の業務を行う場合に使用する様式は、この規則に定める様式に準ずるものとする。

(令 2 規則55・追加)

(その他)

第10条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。 (令2規則20・旧第6条繰下、令2規則55・旧第9条繰下)

附則

この規則は、平成20年4月1日から施行する。

附 則(令和2年3月30日規則第20号)

この規則は、令和2年4月1日から施行する。

附 則(令和2年7月10日規則第55号)

この規則は、令和3年4月1日から施行する。

別表 (第3条関係)

(令2規則20・令2規則55・一部改正)

普通公園の名称	普通公園施設
童子沢親水公園	バーベキュー広場
	炊飯棟
	野外炉
家山ふれあいスポーツ広場	グラウンド
	庭球場

様式第1号(第2条関係)

普通公園施設設置許可申請書

年 月 日

島田市長

住所 [法人にあっては、その] 主たる事務所の所在地]

申請者

氏名 [法人にあっては、その] 名称及び代表者の氏名] 印

島田市普通公園条例第4条第1項の規定により、次のとおり普通公園施設の設置 の許可を受けたいので申請します。

設置	置しよう	とする	名	称				
普	通公園	施設	場	所				
設	置	の	目	的				
設	置	Ø	期	間	年 年	月 月	日から 日まで	
使	用	Ī	面	積				平方メートル
普通	鱼公園施	設の構造	告及び	規模				
普通	鱼公園施	設の管	理の	方法				
工	事 実	施ん	の方	法				
工事	事の着手	及び完	ミ了の!	時期	年 年	月月	日着手 日完了	
原	状 回	復(の方	法				
そ	の他	必 要	な事	項				

(注) 設計書、仕様書及び図面を添付すること。

様式第2号(第2条関係)

普通公園施設管理許可申請書

年 月 日

島田市長

住所 [法人にあっては、その] 主たる事務所の所在地]

申請者

氏名 [法人にあっては、その] 名称及び代表者の氏名] 印

島田市普通公園条例第4条第1項の現定により、次のとおり普通公園施設の管理 の許可を受けたいので申請します。

0.53333		うとする	_	称	
普	通公	園施意	場場	所	
管	理	の	目	的	
管	理	Ø	期	間	年 月 日から 年 月 日まで
管	理	Ø	方	法	
そ	の他	必 要	な事	項	

様式第3号(第2条関係)

普通公園施設設置 (管理) 許可事項変更許可申請書

年 月 日

島田市長

住所 [法人にあっては、その] 主たる事務所の所在地]

申請者

氏名 [法人にあっては、その] 名称及び代表者の氏名] 印

島田市普通公園条例第4条第1項後段の規定により、次のとおり普通公園施設設置(管理)許可事項の変更の許可を受けたいので申請します。

設置(管理)して	名 称	
いる普通公園施設	場所	
既に受けた許可事項	頁の概要	
変更する	事 項	
変更する	理 由	
その他必要な	よ 事 項	

(注)

- 1 設計書、仕様書及び図面を添付すること。
- 2 施設設置(管理)の許可書を添付すること。

様式第4号(第2条関係)

普通公園占用許可申請書

年 月 日

島田市長

住所 [法人にあっては、その] 主たる事務所の所在地]

申請者

氏名 [法人にあっては、その] 名称及び代表者の氏名] 印

島田市普通公園条例第5条第1項の規定により、次のとおり普通公園の占用の許可を受けたいので申請します。

占用する普通公園の名称		
設置する工作物その他の 物 件 又 は 施 設 の 構 造		
占 用 の 目 的		
占 用 の 期 間	年 月 年 月	日から 日まで
占用の場所及び面積		平方メートル
占用物件の管理の方法		
エ 事 実 施 の 方 法		
工事の着手及び完了の時期	年 月 年 月	日着手 日完了
公 園 の 復 旧 方 法		
その他必要な事項		

(注) 設計書、仕様書及び構造を示す図面を添付すること。

様式第5号(第2条関係)

普通公園占用許可事項変更許可申請書

年 月 日

島田市長

住所 [法人にあっては、その] 主たる事務所の所在地]

申請者

氏名 [法人にあっては、その] 名称及び代表者の氏名] 印

島田市普通公園条例第5条第2項の規定により、次のとおり普通公園占用許可事項の変更の許可を受けたいので申請します。

普	通	公	園	Ø	名	称	
既	に受	たける	た許	F可	の根	死要	
変	更	す	- ;	る	事	項	
変	更	す	- ;	る	理	由	
そ	の	他』	公 要	更な	事	項	

(注) 設計書、仕様書及び構造を示す図面を添付すること。

様式第6号(第2条関係)

普通公園内行為許可申請書

年 月 日

島田市長

住所 [法人にあっては、その] 主たる事務所の所在地]

申請者

氏名 [法人にあっては、その] 印 名称及び代表者の氏名]

島田市普通公園条例第6条第1項の規定により、次のとおり普通公園内の行為の 許可を受けたいので申請します。

普	通 公	園	の名	称	
行	為	の	位	置	別紙図面のとおり
行	為	の	目	的	
行	為	の	内	容	
行	為	の	期	間	年 月 日 時 分から 年 月 日 時 分まで
使	用		面	積	平方メートル
そ	の他』	込 要	更な事	項	

(注) 行為の位置を示す図面を添付すること。

様式第7号(第2条関係)

普通公園内許可行為変更許可申請書

年 月 日

島田市長

住所 [法人にあっては、その] 主たる事務所の所在地]

申請者

氏名 [法人にあっては、その] 印 名称及び代表者の氏名]

島田市普通公園条例第6条第1項後段の規定により、次のとおり普通公園内許可 行為の変更の許可を受けたいので申請します。

普	通	公	園	の	名	称	
許	可	行	為	Ø	内	容	
変	更	す	- ;	3	事	項	
変	更	す	- ;	3	理	由	
そ	0	他业	公 要	きな	:事	項	

(注)

- 1 行為の位置を示す図面を添付すること。
- 2 普通公園内行為の許可書を添付すること。

様式第8号(第2条関係)

普通公園施設設置許可書

第号年月日

住所

氏名

島田市長

年 月 日付けで申請のあった普通公園施設の設置について、次の とおり許可します。

設 置	す	る普	通	名	称					
公	園	施	設	場	所					
設	置	Ø		目	的					
設	置	Ø		期	間		年 年	月 月	日から 日まで	
使	月]	面		積					平方メートル
普 通	公	園 施	設	の構	造					
普通公	公園力	施設の)管Ŧ	里の力	法					
工 事	¥ 美	を 施	の	方	法					
工事0	の着き	手及ひ	完	了の問			年 年	月月	日着手 日完了	
使		用			料					円
許可条件	1 2					♠例の規定を守る ルた場合は、改□			とする。	

様式第9号(第2条関係)

普通公園施設管理許可書

第号年月日

住所

氏名

島田市長即

年 月 日付けで申請のあった普通公園施設の管理について、次のと おり許可します。

管理する普通		名	称			
公	園	施 設		場	所	
管	理	į	の	目	的	
ana.		160		年 月 日から		
管	理	!	の	期	間	年 月 日まで

管	理	1	の	方	法	
使			ш		akel .	ш
1史			用		料	PI PI
許可条件		1 2				公園条例の規定を守ること。 Eされた場合は、改正後の使用料とする。

様式第10号 (第2条関係)

普通公園施設設置 (管理) 許可事項変更許可書

第号年月日

住所

氏名

島田市長

印

年 月 日付けで申請のあった普通公園施設設置(管理)許可事項の変更について、次のとおり許可します。

		管理)る普通	名	称		
公公		施設	場	所		
変	更	した	事	項		
変	更	した	理	由		
設置	置 (管 理)	の期	間	年 月 日から 年 月 日まで	
使		用		料		円
許可条件	1 2				:例の規定を守ること。 た場合は、改正後の使用料とする。	

様式第11号 (第2条関係)

普通公園占用許可書

 第
 号

 年
 月

 日

住所

氏名

島田市長

年 月 日付けで申請のあった普通公園の占用について、次のとおり 許可します。

普	通 公	園	の :	名和	尓				
	量 す				2				
占	用	Ø	目	Á	内				
占	用	の	期	ħ	刂	年年	月 月	日から 日まで	
占月	の場	所及	とび	面和	責				平方メートル
使		用		¥	計				円

許可条

件

- 1 島田市普通公園条例の規定を守ること。
- 2 普通公園の管理上その他公共の福祉のため必要があるときは、許可の 取消し又は占用物件の改築、移転、除去を命ずることがある。ただし、 これによって生ずる費用及び損害は補償しない。
- 3 普通公園占用に際して、普通公園施設(樹木、さく、その他構造物)を使用してはならない。
- 4 使用料が改正された場合は、改正後の使用料とする。

様式第12号(第2条関係)

普通公園占用許可事項変更許可書

第号年月日

住所

氏名

島田市長

年 月 日付けで申請のあった普通公園占用許可事項の変更について、次のとおり許可します。

普证	通公園の名	称		
変	更する事	項		
変	更する理	由		
占	用の期	間	年 月 日から 年 月 日まで	
使	用	料		円
許可条件			通公園条例の規定を守ること。 女正された場合は、改正後の使用料とする。	

様式第13号 (第2条関係)

普通公園内行為許可書

第号年月日

住所

氏名

島田市長即

年 月 日付けで申請のあった普通公園内行為について、次のとおり 許可します。

普	通公	園	の名	称							
行	為	の	位	置	別紙図	面のと	おり				
行	為	の	目	的							
行	為	Ø	内	容							
行	為	の	期	間		年 年	月 月	日日	時 時	分から 分まで	
使	用		面	積						平力	ラメートル
使		用		料							円
許可条件	1 島田市普通公園条例の規定を守ること。 2 使用料が改正された場合は、改正後の使用料とする。										
侔	2	使	.用料	ነ የ	び止された	場合は	、哎止往	後の使 戸	日科とす	ఏ .	

様式第14号(第2条関係)

普通公園内許可行為変更許可書

第号年月日

住所

氏名

島田市長

年 月 日付けで申請のあった普通公園内許可行為の変更について、 次のとおり許可します。

普让	通公園の名	称							
変	更する事	項							
変	更する理	由							
行	為の期	間		年 年	月 月	日日	時 時	分から 分まで	
使	用	料							円
許可条件			通公園条例の な正されたな				月料とす	⁻ る。	

様式第15号 (第4条関係)

普通公園使用料減免申請書

年 月 日

島田市長

住所 (法人にあっては、その 主たる事務所の所在地) 申請者 氏名 (法人にあっては、その 名称及び代表者の氏名) 印

次のとおり普通公園の使用料の減免を受けたいので申請します。

普通	通公	園	の名	称	
使	用	年	月	日	年 月 日から 年 月 日まで
使	用	の	目	的	
減す	色 を う る	受け	たよう 理	と由	
その	の他。	必 要	な事	項	

様式第16号 (第5条関係)

普通公園使用料還付申請書

年 月 日

島田市長

住所 (法人にあっては、その 主たる事務所の所在地) 申請者 氏名 (法人にあっては、その 名称及び代表者の氏名) 印

次のとおり普通公園の使用料の還付を申請します。

普	通	公		園	名						
許	可を受	け	る	年月	月日		年	月	日		
許	可		番	:	号		第		号		
許	可		内	Ī	容						
既	納の) /	使	用	料						円
還位	付を申	請	す	るま	里由						
そ	の他。	込 身	更力	よ事	耳項						

(注) 許可書及び領収書を添付すること。

様式第17号 (第6条関係)

指定管理者指定申請書

年 月 日

島田市長

所 在 地

名 称

代表者の氏名

電話番号

次のとおり指定管理者の指定を受けたいので、関係書類を添えて申請します。

一人のこれり相足	日子口の	11 VC G	又けた	くのこ、因が	日对飞机	/L C 11	TH C & 7 o
指定を受けよう	名 称						
とする公園	所在地						
指定を受けよう		.	п	H 2 A	-	н	T
とする期間		年	月	日から	年	月	日まで
添付書類	2指定3にあっ4この計画請5設	次又は名 っては、 つ申請書 き及び場合	管理に 所附れた 書を提出 で表する。	正書 二関する業務の 為及び登記事項 に相当する書 出する日の属す 書並びに前導 の事業報告書及 内容等法人等の	頁証明書 計類) ける事業年 事業年度に なび収支計	(法人) F度に こおい 十算書	おける事業で事業の実

様式第18号 (第6条関係)

指定公園事業計画書

							年	月	日
施 設 名									
法人等の名称									
代表者の氏名			設	立年月日	4	年	月	目	
団体の所在地									
電話番号			F.	A X番号					
現在運営してい	る施設名	所	在	地	運'	営開	始年	月日	
					4	年	月	目	
					4	年	月	日	
					4	年	月	日	
					4	年	月	日	
					4	年	月	日	
1 管理運営を	行うに当た	こっての経	営方針	計					
2 管理運営を	行う意欲に	こついて							

3 管理運営について
(1) 職員の配置等について
(2) 1972 > 142 12 17 1 2 1
(2) 年間の自主事業について
(3) 利用者等の要望の把握について
(4) 苦情処理について
4 指定公園の利用率向上のための計画について
5 個人情報の保護の措置について
6 緊急時の対応について
(1) 防犯及び防災の体制について
(1) 別池及び別及の控制について
(2) 災害発生時の対応について
(3) その他緊急時の対応について
ファスの原体割よべき事項
7 その他特記すべき事項

様式第19号 (第7条関係)

指定管理者指定書

第号年月日

所 在 地

名 称

代表者の氏名 様

島田市長

指定管理者として次のとおり指定します。

			 -			, .				
施	設	名								
指定	定の非	朝間		年	月	日から	年	月	日まで	

様式第20号 (第8条関係)

指定管理者指定取消通知書

 第
 号

 年
 月

 日

所 在 地

名 称

代表者の氏名

島田市長

次に掲げる理由により、指定管理者の指定を取り消すので通知します。

様

施 設 名	
取消しの理由	
取消しの日	年 月 日

- (注) この処分に不服がある場合は、次のとおり審査請求又は処分の取消しの訴え の提起をすることができます。なお、1の審査請求と2の処分の取消しの訴え は、同時にすることもできます。
 - 1 審査請求

この処分があったことを知った日の翌日から起算して3月以内に、島田市長に対して審査請求をすることができます(なお、処分を知った日の翌日から起算して3月以内であっても、処分の日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。)。

2 処分の取消しの訴え

この処分があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に、島田市を被告(訴訟において島田市を代表する者は島田市長となります。)として提起することができます(なお、処分があったことを知った日の翌日から起算して6月以内であっても、処分の日から1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。)。ただし、先に審査請求をした場合の処分の取消しの訴えを提起することができる期間は、当該審査請求に係る裁決があったことを知った日の翌日から起算して6月以内となります。

様式第1号(第2条関係)

(令2規則20・令2規則55・一部改正)

様式第2号(第2条関係)

(令2規則20・令2規則55・一部改正)

様式第3号(第2条関係)

(令2規則20・令2規則55・一部改正)

様式第4号(第2条関係)

(令2規則20・令2規則55・一部改正)

様式第5号(第2条関係)

(令2規則20・令2規則55・一部改正)

様式第6号(第2条関係)

(令2規則20・令2規則55・一部改正)

様式第7号(第2条関係)

(令2規則20・令2規則55・一部改正)

様式第8号(第2条関係)

(令2規則20・令2規則55・一部改正)

様式第9号(第2条関係)

(令2規則20・令2規則55・一部改正)

様式第10号(第2条関係)

(令2規則20・令2規則55・一部改正)

様式第11号(第2条関係)

(令2規則20・令2規則55・一部改正)

様式第12号(第2条関係)

(令2規則20・令2規則55・一部改正)

様式第13号(第2条関係)

(令2規則20・令2規則55・一部改正)

様式第14号(第2条関係)

(令2規則20・令2規則55・一部改正)

様式第15号(第4条関係)

(令2規則20・令2規則55・一部改正)

様式第16号 (第5条関係)

(令2規則20・令2規則55・一部改正)

様式第17号 (第6条関係)

(令2規則55・追加)

様式第18号 (第6条関係)

(令2規則55・追加)

様式第19号(第7条関係)

(令2規則55・追加)

様式第20号(第8条関係)

(令2規則55・追加)